

平成25年度 第2回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成25年7月30日（火）9：00～10：30

場所：5階庁議室

【議 題】 （仮称）熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例について

【提 案 局】 都市建設局（建築指導課）

説明者：永山都市建設局長（下田建築指導課長）

【出 席 者】 幸山市長、牧副市長、高田副市長、飯銅総務局長、原本企画振興局長、岡
財政局長、宮本健康福祉子ども局長、石櫃環境局長、多野農水商工局長、
永山都市建設局長、前渕中央区長、西島東区長、永田西区長、永目南区長、
石原北区長、大塚消防局長、下川農業委員会事務局長

【付議内容】 （仮称）熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（素案）を確定したい。

【資 料】 ◇付議事項調書（様式1）
◇「（仮称）熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」について
◇【資料1】現状の対応と課題
◇【資料2】条例骨子（案）
◇【資料3】（仮称）熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（素案）
◇【資料4】条例制定までのスケジュール
◇【資料5】条例と建築基準法の関係、対象物件の住み分け
◇【参考資料1】空き地・空き家等対策の連携について（案）
◇【参考資料2】他都市条例の制定状況
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆一部整理のうえ原案了承

【議事概要】 ◇一部整理のうえ（仮称）熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（素案）を確定した。

【審議の経過】 ◇代執行の手続はどのような流れで行うのか。収用移転の手続きとは異なるのか。（高田副市長）

⇒代執行については、行政代執行法により行う。相当の履行期限を設けて、勧告・命令に従わない場合には措置に必要な費用等を通知し、代執行を行うこととなる。（田雑都市建設局総括審議員）

◇代執行は、所有者が不明でも執行可能なのか。（高田副市長）

⇒現在調査中。（下田建築指導課長）

◇苦情・相談の解決率が約25%とあるが、未解決の内容はどのようなものか。(石原北区長)

⇒未解決のうち、約4割が所有者不明や相続の問題で相手が特定できない案件。一番多いのが所有者の関心が無いというもので約5割を占める。これは、建築基準法第8条による通知を行っても法的拘束力が無いことが原因ではないかと考えられる。実際、他都市の聞き取りにおいても条例制定後の解決率の向上など条例制定の効果が報告されているところ。このようなことから、今回の条例に所有者の義務及び行政処分の法的根拠を明記することによって、未解決案件の解決率の向上が期待できると考えている。(下田建築指導課長)

◇代執行について、危険な家屋については、市が解体を行うべきではないか。記載についても執行を行う基準を整理して、条例に盛り込むべきではないか。(牧副市長)

⇒中心市街地に老朽家屋は多い。コンパクトシティの観点から、新しい住民のために住みやすい環境をつくるという考え方もあるのではないか。(高田副市長)

⇒老朽危険家屋の基準はつくる。代執行についても手続き等の整理後、法制室と協議を行い、条例に盛り込むかどうか検討を行う。(永山都市建設局長)

◇空き地・空き家対策調整会議について、関係局・関係課がしっかり連携が取れるよう、行政経営課或いは企画課で所管課を決めること。(高田副市長)

◇本条例に対する市民の期待は大きいと思われる。代執行についても研究し、制定の目的を達成できるような条例にすべきである。(幸山市長)